

平成 29 年
公認会計士論文式試験
【解答速報】
監 査 論
第 1 問・第 2 問

本解答は平成 29 年 9 月 4 日 10 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

第1問 答案用紙<1> (監査論)

問題 1

企業活動の国際化、多角化及び連結対象会社の増加により、監査人の監査範囲は拡大している。一方で監査人が監査に費やすことのできる、時間やコスト等のいわゆる監査資源は有限である。また監査においては、会計や監査以外の能力が必要とされることも少なくない。このような状況下で効果的かつ効率的な監査を行うためには、監査人以外の他者の業務を利用することが必要となる。

そして、他者の業務を利用する際の留意点等を示し監査人の責任の範囲を明確にするとともに、他者の業務を利用することがあることを監査報告書の利用者に伝達するために監査基準において規定がなされているのである。

問題 2

問 1

他の監査人の業務を利用したとしても主たる監査人がすべての責任を負うということに変わりはない。よって、自らがすべての必要な監査手続を実施した場合と同様に十分かつ適切な監査証拠に基づいて監査意見を表明するため他の監査人の信頼性を検討する必要がある。

問 2

専門家が能力を有していない場合、専門家の適性を発揮することができず、客観性を有していない場合、職業的専門家としての判断又は業務の判断に対して、中立性が欠如したり、利益相反が生じたりする可能性がある。よって、能力及び客観性を検討することにより、当該専門家に業務の実施を依頼することが可能であるか検討する必要がある。

第1問 答案用紙<2> (監査論)

問 3

専門家は、会計及び監査の専門家ではないため、専門家の業務が、監査人が立証したいアサーションに対して、十分かつ適切な監査証拠を提供するとは限らない。よって、専門家が実施した業務について自らが責任を負うために事後的な検討が必要なのである。

問 4

内部監査人は、経営者の直属として設置されることが多く、内部監査機能には、その自主性及び客観性の程度にかかわらず、監査人が財務諸表に関して意見を表明するときに求められるような企業からの独立性はない。

問題 3

他の監査人等を利用したとしても、意見を表明した監査人の責任が軽減されることはなく、全責任を負う。これは他の監査人等を利用するかどうかを決定したのは監査人だからであり、もしその判断が誤っていたのであれば、責任を負うべきだと考えられるからである。このように全責任を負うにもかかわらず、監査報告書に他の監査人等の利用について記載すると、監査人と他の監査人の間で責任が分担されているかのような誤解を利害関係者に与えることになる。よって、例外的な場合を除き、監査報告書には他の監査人等を利用した旨を記載してはならないのである。

第2問 答案用紙<1> (監査論)

問題 1

A社に対する当期の売上高月次推移及び売掛金残高月次推移を見ると10百万円の増減幅に収まっており、売掛金は安定的に発生していると考えられる。また、月次の売上高と売掛金の推移を分析すると、売上発生月の翌月には売掛金の回収がなされていることが予想され、売掛金が長期に滞留する可能性は低いと考えられる。さらに甲社の販売プロセスに関する内部統制は有効に運用されているため、A社の売掛金期末残高については、重要な虚偽表示リスクは低いと考えられる。それゆえ、売掛金期末残高の実在性に関する発見リスクを高く決定することが可能となり、分析的手続や証憑書類の閲覧、質問等の監査手続の実施により十分かつ適切な監査証拠を入手できると判断される。従って、監査人Xは、売掛金期末残高の実在性の検討にあたってA社を確認状の送付先として抽出しなかったと考える。

問題 2

B社の4月から12月までは、発生した毎月の売上と毎月末の売掛金残高が一致していることから順調に売掛金の回収が出来ていたと考えられる。しかし1月以降の売上高に対して各月の売掛金残高が増えており、3月に関しては売上が発生していないにもかかわらず、2月末の売掛金残高がそのまま3月に残っており、売掛金が期限までに回収できず、滞留している可能性がある。

よって、会社が売掛金の年齢調べを行っている場合は、当該資料の閲覧、行っていないのであれば監査人が自ら年齢調べを行い、滞留債権が存在する場合、貸倒引当金の設定が適切に行われているかに留意する必要がある。監査人は経営者に対して引当金の設定に関して質問を行うと共に経営者が使用した仮定を検討し、また必要に応じて監査人が仮定を用いて引当金の計上額の適切性を確かめるといった対応を行う。

第2問 答案用紙<2> (監査論)

問題 3

C社に対する売上高は、基本的には毎月210百万円から250百万円と安定しているが、3月における売上のみ350百万円と多額になっている。また、一見、当期の売上高は、業績予想を達成しているように見えるが、新規取引先であるD社に対する売上高を除くと、12,210百万円と予想は未達成となる。したがって、業績予想を達成するために、売上、売掛金を過大に計上している可能性がある。よって、売上高及び売掛金の期間帰属の適切性及び実在性について検討するための手続を実施する必要がある。

監査人は、まず期末日近くの売上について、翌期に計上すべきものが当期に計上されていないか、証憑突合を実施するという、カットオフ手続を行い、さらに3月の売上及び売掛金の実在性を検討するために、確認及び証憑突合を行う。

問題 4

D社は、創業者一族が100%出資して設立した会社であり、関連当事者に該当する。また、不動産販売業を営む会社であるため、甲社の電子部品を期末に多額に購入する必然性がない。しかし、D社への売上は、1月から行われ、1月以降の売上金額は得意先の中で最も多額である。したがって、業績予想を達成するため、実態のない売上を計上した可能性があり、Xは、当該取引を企業の通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引と認定し、特別な検討を必要とするリスクとして識別したと考えられる。

よって、リスク対応手続として、取引の基礎となる契約又は合意がある場合には、それらを一覧し、①当該取引の事業上の合理性から、不正な財務報告を行うために行われた可能性を示唆するものか、②取引条件が経営者の説明と整合しているか、③会計基準に準拠して適切に処理され、開示されているか評価するように監査計画を修正したと考えられる。